

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-1
提出年月日	令和5年3月2日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第12条 安全施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	目次2頁目	以下の不要な記載を削除する。（下線部参照） 誤：別紙1-9 アンユラス空気浄化設備と換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統にかかるにかかかる追加の対応内容 正：別紙1-9 アンユラス空気浄化設備と換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統にかかる追加の対応内容	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	目次2頁目	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：別紙1-14 格納容器スプレイ設備の <u>多重性</u> に係る設置変更許可申請書における記載 新：別紙1-14 原子炉格納容器スプレイ設備の <u>単一故障</u> の評価に係る記載	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	目次2頁目	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：別紙1-参考1 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について（報告） 新：別紙1-参考1 泊発電所におけるケーブルの系統分離について	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	目次2頁目	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：3. 運用、手順説明資料 （別添資料1）安全施設 新：3. 別添 別添1 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料（安全施設）	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-5, 12, 20, 21	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：格納容器スプレイリング 新：スプレイリング	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-6	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…，使用済燃料ピット（使用済燃料貯蔵ラックを含む），… 新：…，使用済燃料ピット（使用済燃料貯蔵ラックを含む。），…	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-7	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：原子炉冷却系統施設のうち，給水処理設備連絡ラインは，1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが，弁を閉操作することにより隔離し，他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで，相互接続により安全性を損なわない設計とする。 新：原子炉冷却系統施設のうち，給水処理設備連絡ラインは，1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが，接続する設備の設計圧力等は同じとし，連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては，連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで，相互接続により安全性を損なわない設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-7	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：火災防護設備のうち、消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、弁を閉操作することにより隔離し、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により安全性を損なわない設計とする。 新：火災防護設備のうち、消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、接続する設備の設計圧力等は同じとし、連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては、連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで、相互接続により安全性を損なわない設計とする。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-12	以下の脱字を追記する。（下線部参照） 誤：…当該作業期間として想定する3日間おける従事者… 正：…当該作業期間として想定する3日間における従事者…	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-12	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…停止状態の把握機能が単一故障により失われる場合であっても、格納容器再循環サンプ水位の確認により、事故時の再循環水のほう素濃度が未臨界ほう素濃度以上であることを確認でき、事故時の原子炉の停止状態の把握機能を代替できる設計とする。 新：…把握機能が単一故障によって喪失しても、他の系統を用いてその機能を代替できる設計とし、当該設備に対する多重性の要求は適用しない。設計に当たっては、格納容器再循環サンプ水位の確認により、事故時の再循環水のほう素濃度が未臨界ほう素濃度以上であることを確認でき、原子炉が停止状態にあることを把握できる設計とする。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-16	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：原子炉冷却系統施設のうち、給水処理設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、弁を閉操作することにより隔離し、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により安全性を損なわない設計とする。 新：原子炉冷却系統施設のうち、給水処理設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、接続する設備の設計圧力等は同じとし、連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては、連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで、相互接続により	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-16	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：火災防護設備のうち、消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、弁を閉操作することにより隔離し、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により安全性を損なわない設計とする。 新：火災防護設備のうち、消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、接続する設備の設計圧力等は同じとし、連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては、連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで、相互接続により安全性を損	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-17	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失事故時及び主蒸気管破断事故時の短期間では… 新：中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失時及び蒸気発生器伝熱管破損時の短期間では…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-19	以下の記載を修正する。（下線部参照） 誤：第8.2.4図 中央制御室非常用循環系統（換気空調設備）概略系統図 正：第8.2.4図 補助建屋換気空調設備系統図（中央制御室空調装置）	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-20	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…原子炉冷却材喪失事故を想定する場合、原子炉格納容器スプレイ設備については、事故後の短期間は原子炉冷却材喪失発生から注入モード終了までの運転期間、また、事故後の長期間は再循環モード以降の運転期間とする。 新：…原子炉冷却材喪失を想定する場合、原子炉格納容器スプレイ設備については、事故後の短期間は原子炉冷却材喪失発生から注入モード終了までの運転期間、また、事故後の長期間は再循環モード以降の運転期間とする。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-20	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：格納容器スプレイノズル 新：スプレイノズル	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-24	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：原子炉冷却喪失事故時 新：原子炉冷却喪失時	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-28	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：単一設計箇所：ダクトの一部、非常用循環フィルタユニット 新：単一設計箇所：ダクトの一部、中央制御室非常用循環フィルタユニット	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-30	以下の第2.1.1.1表の記載を修正する。（下線部参照） 旧：ダクトの一部、フィルタユニット 設備全体 新：ダクトの一部、中央制御室非常用循環フィルタユニット 配管、試料採取管、弁、冷却器	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-34	以下の記載を修正する。（下線部参照） 第2.1.2.1表の記載 誤：[フィルタユニット上流] 湿分の多い空気（放射性物質含む） [フィルタユニット上流] 湿分の多い空気（放射性物質含む） 正：[フィルタユニット上流] 湿分の多い空気（放射性物質含む） [フィルタユニット下流] 湿分の多い空気（放射性物質含む）	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-38	以下の記載を修正する。（下線部参照） 誤：…、当該配管は大口径（内径650mm）であることから、… 正：…、当該配管は大口径（内径500mm）であることから、…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-40	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…腐食からの延長として最も過酷な条件を想定して、ダクトの全周破断を想定する。 新：…腐食からの延長として最も過酷な条件として、ダクトの全周破断を想定する。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-49	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：仮にダクト内を移動すると仮定しても、当該部の最小ダクトサイズが約500mm（角型又は丸型）であるのに対し、 新：仮にダクト内を移動すると仮定しても、当該部の最小ダクトサイズが内径500mmであるのに対し、	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-53	以下の記載を女川3号を参考に修正する。（下線部参照） 旧：格納容器スプレイ配管・スプレイリングは、原子炉格納容器内で非閉鎖系の開放端となっており、定期試験時を含めて加温・加圧されることはなく、通常運転時の原子炉格納容器内雰囲気温度、圧力で保持されている。 新：通常状態では運転中及び定期点検中の何れも室内空気環境にある。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-56	以下の記載を基本方針の修正に合わせて修正する。（下線部参照） 旧：また、単一設計となるスプレイリングについては当該設備に要求される安全機能に最も影響を与えると考えられる静的機器の単一故障を再循環モード切替後に仮定した場合でも、動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の原子炉格納容器の冷却機能を達成できるスプレイ流量を確保するため逆止弁を設置することとした。 新：また、単一設計とするスプレイリングについては、想定される最も過酷な単一故障の条件として、配管1箇所での全周破断を想定した場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。ここで、動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の原子炉格納容器の冷却機能を達成できるよう、スプレイ流量を確保するための逆止弁を設置する。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-56	以下の記載を大飯3号に合わせて削除する。（下線部参照） 旧：その上で、安全機能に最も影響を与えると考えられる静的機器の単一故障を想定し、設備対策についての検討、影響評価を実施することにより、設置許可基準規則第12条第2項への適合性、及び同解釈4に記載されている「所定の安全機能を達成できるように設計されていること」への適合性を確認した。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-57	以下の不要な記載を削除する。（下線部参照） 誤：…「原子炉格納容器の冷却機能」を達成することができず、… 正：…「格納容器の冷却機能」を達成することができず、…	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-61	以下の記載を修正する。（下線部参照） 誤：想定する故障の検討に当たっては、原子炉格納容器スプレイ系統の安全機能である… 正：想定する故障の検討に当たっては、原子炉格納容器スプレイ設備の安全機能である…	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-61	以下の誤記を修正する。（下線部参照） 誤：…格納容器スプレイ配管又はスプレイリングには微小な腐食程度しか考えられないが、… 正：…格納容器スプレイ配管又はスプレイリングには腐食による故障は考えにくい、…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-76	以下の記載が前述と繰り返しになっているため削除する。（下線部参照） 旧：格納容器スプレイ配管の多重化に際しては、以下の観点で検討した。 ①動的機器の単一故障を想定した場合の評価結果がスプレイ配管が1系統化となっている従来と変わらないこと ②工事が成立すること及び改造工事後の保守性に問題がないこと ③故障リスクの低い静的機器で構成すること ④静的機器の単一故障を想定した場合の評価結果が従来の安全評価と同程度の結果に収まること	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-76	以下の記載の修正及び不要な記載を削除する。（下線部参照） 誤：…原子炉格納容器スプレイ系統の安全機能「原子炉格納容器の冷却機能」についても、… 正：…原子炉格納容器スプレイ設備の安全機能「格納容器の冷却機能」についても、…	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-77	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…温度、圧力もほぼ常温、常圧である。 新：…温度、圧力はほぼ常温、常圧である。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-78	以下の記載を修正する。（下線部参照） 誤：…蒸気発生器を隔離する（事故後53分）までの… 正：…蒸気発生器を隔離する（事故後54分）までの…	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-84	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…後述の通り閉塞は考えられない。 新：…後述のとおり閉塞は考えられない。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-87	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…当て板 ₁ 紫外線硬化型FRPシートにより… 新：…当て板又は紫外線硬化型FRPシートにより…	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-98	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…当該部の最小ダクトサイズが約500mm(角型)であるのに対し、ガイドベーンは流路を閉塞させるような形状ではない 新：…当該部の最小ダクトサイズが約500mm×約500mmであるのに対し、ガイドベーンは流路を閉塞させるような形状ではない。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-101	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…3日間（72時間）の修復作業… 新：…現場での3日間（72時間）の修復作業…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-105	以下の記載を修正する。（下線部参照） 誤：…のとおり， <u>換気空調設備</u> の静的機器のうち単一設計を採用している中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及び… 正：…のとおり， <u>換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統の静的機器</u> のうち単一設計を採用しているダクトの一部及び…	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-105	以下の記載を修正する。（同上。下線部参照） 誤：以上から， <u>換気空調設備</u> の静的機器のうち単一設計を採用している中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及び… 正：以上から， <u>換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統の静的機器</u> のうち単一設計を採用しているダクトの一部及び…	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-108	以下の誤記を修正する。（下線部参照） 誤：…となり（第2.1.5.2図参照） 正：…となり（第2.1.5.3図参照）	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-110	以下の脱字を追記する。（下線部参照） 誤：…事故時に1次冷却材をサンプリングする設備において… 正：…事故時に1次冷却材をサンプリングする設備において…	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-110	第2.1.5.3図に高さを追記しました。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-115	以下の不要な記載を削除する。（下線部参照） 誤：・固定式モニタリング設備 正：・固定モニタリング設備	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-120	1. 基本方針の記載見直しに合わせて，給水処理設備連絡ラインと消火設備連絡ラインの相互接続により安全性を損なわないことの説明を修正する。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.6.0）	12-17	運転指令設備の相互接続の記載の参考として，高浜3／4号炉のまとめ資料（2.2 安全施設の共用・相互接続 表11）を貼り付けた。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.6.0）	12-35	運転指令設備の相互接続の記載の参考として，高浜3／4号炉のまとめ資料（2.2 安全施設の共用・相互接続 表11）を貼り付けた。	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-4-4	火山の影響についての以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…電源の供給が継続できることにより安全機能を… 新：…電源の供給が継続でき、安全機能を… 飛来物（航空機落下）の記載の改行位置を女川に合わせて修正する。 高潮の記載の改行位置を女川に合わせて修正する。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-4-5	電磁的障害についての以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…安全機能を損なわない設計とする 新：…安全機能を損なわない設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-4-4, 5	6条（自然現象）の最新状況を反映。 ・地滑り評価を追而とした。 ・ダムの崩壊の評価、共和ダムを考慮した上で発電所への影響はないとした。 ・設備名称の適正化	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙1-5-1～10	統計年の見直しを行うとともに、気象官署の検定結果を追加しデータを拡充した。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-6-1, 3	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：原子炉補機冷却水系統 新：原子炉補機冷却水設備	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-7-1	以下の不要な記載を削除する。（下線部参照） 誤：…、中央制御室非常用循環系統フィルタユニット及び… 正：…、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び…	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-8-1	以下の記載を修正する。（下線部参照） 誤：また、別紙1-8のとおり、… 正：また、別紙1-7のとおり、…	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-8-3	以下の記載を修正する。（下線部参照。2か所） 表2の記載 誤：（1回/10定検） 正：（1回/10年）	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-9-1	以下の不要な記載を削除する。（下線部参照） 誤：…中央制御室非常用循環系統にかかるにかかかる追加の対応内容 正：…中央制御室非常用循環系統にかかる追加の対応内容	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-9-2	以下の不要な記載を削除する。（下線部参照） 誤：…（Φ504.6mm：アニュラス空気浄化設備排気ダクト）、… 正：…（Φ504.6mm：アニュラス空気浄化設備ダクト）、…	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-9-2	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…、上記の通り建屋内の空気であり、… 正：…、上記のとおり建屋内の空気であり、…	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-9-2	以下の記載を大飯に合わせ追記する。（下線部参照） 旧：…アニュラス空気浄化設備のダクトであれば2.3mm（Φ504.6mm） 正：…アニュラス空気浄化設備のダクトであれば2.3mm（Φ504.6mmの丸ダクト）	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-10-2	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：Dリングヘッドの詳細図を図3に示す。 正：Dリングヘッドの詳細を図3に示す。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-10-3	以下の誤記を修正する。（下線部参照） 誤：…、 <u>リングヘッドD</u> のオリフィスの交換が必要となる。 正：…、 <u>Dリングヘッド</u> のオリフィスの交換が必要となる。	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-11全体	以下のページ標記の脱字を追記する。（下線部参照） 誤：12 -別紙1-11-1 正：12 条-別紙1-11-1	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-11-1	以下の脱字を追記する。（下線部参照） 誤：…泊発電所3号炉においては、 <u>スプレイリングヘッド</u> を… 正：…泊発電所3号炉においては、 <u>スプレイリングヘッド</u> を…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-11-5～7	以下の記載を大飯3号他PWR他社に合わせ段落ごと削除する。また、削除に伴い、以降の段落記号と数式の番号を繰り上げる。（削除理由：抵抗係数Kは表1で与えられており、計算式の記載は必須ではないため） 旧：「a. 抵抗係数」の段落全て	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-11-9, 11	以下のマスキングを追加する。 ・原子炉冷却材喪失事故発生後の時間 ・Dスプレイリングからのみスプレイ水が噴霧される状況になるまでの時間 ・再循環切替時刻 ・再循環開始時刻	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-11-11	以下の記載を大飯3号に合わせ修正する。（下線部参照） 旧：…，温度についても同様の挙動になると考えられる。 新：…，温度についても同様の挙動と考えると考えられる。	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-11-12	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…，低減効果を期待している期間は設計通りの… 新：…，低減効果を期待している期間は設計どおりの…	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-12-11	以下の図を大飯3号に合わせ修正しました。（黄色ハッチング部参照） ・図5 「可燃性ガスの発生」の事象過程	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-13-1, 2	以下の記載を修正しました。（3箇所） 旧：…の通り 新：…のとおり	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14全体	「、」→「, 」の修正を行った。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-1	以下の表題を伊方3号に合わせ修正する。（下線部参照） 旧：格納容器スプレイ設備の多重性に係る設置変更許可申請書における記載 新：原子炉格納容器スプレイ設備の単一故障の評価に係る記載	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-1	以下の記載を伊方3号に合わせ修正する。（下線部参照） 旧：原子炉格納容器スプレイ設備における単一故障の影響評価解析について、… 新：原子炉格納容器スプレイ設備における単一故障についての影響評価解析において、解析条件を変更していることを踏まえて、…	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-1	以下の記載を伊方3号に合わせ修正する。（下線部参照） 旧：現行安全解析に対して同程度の結果となった原子炉格納容器スプレイ設備の静的機器の単一故障を仮定した影響解析については以下の条件で行うこととし、… 新：現行安全解析に対して同程度の結果となった静的機器の単一故障を仮定した影響評価解析については以下の条件とし、…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-1	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…，現行安全解析条件の通りとする。 新：…，現行安全解析条件のとおりとする。	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-1	以下の記載を伊方3号を参考に修正する。（下線部参照） 旧：ただし，「可燃性ガスの発生」については，静的機器の単一故障を想定した解析結果が判断基準を満足していることを確認したが，重大事故等対策の有効性評価の条件に合わせて水素発生源のうち金属の腐食反応（原子炉格納容器内のアルミニウム使用量）の条件を見直す。 新：ただし，「可燃性ガスの発生」については，現行安全解析についても，水素発生源のうち金属の腐食反応（原子炉格納容器内のアルミニウム使用量）の条件を重大事故等対策の有効性評価で使用している条件に合わせて見直す。	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-2	表題の名称を以下の記載に修正する。（下線部参照） 旧：表1 原子炉格納容器スプレイ設備の多重性に係る記載 新：表1 原子炉格納容器スプレイ設備の単一故障の評価に係る記載	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-2～13	表項目の以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：既設置許可記載（平成17年12月1日申請） 新：従来記載・届出	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-2	以下の脱字を追記する。（下線部参照） 誤：…安全機能に最も与える単一故障を仮定しても，… 正：…安全機能に最も影響を与える単一故障を仮定しても，…	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-2	以下の脱字を追記する。（下線部参照） 誤：…金属の腐食反応（格納容器内のアルミニウム量）… 正：…金属の腐食反応（原子炉格納容器内のアルミニウム量）…	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-3	以下の誤記を修正する。（下線部参照） 誤：1.2「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査刺針」… 正：1.2「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」…	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙 1-14-3, 4	最新のまとめ資料本文基本方針から転記をし直した。（黄色ハッチング部分）	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙1-14-4	以下の誤記を修正する。（下線部参照） 誤：原子炉格納容器スプレイ設備系統概要図を第5.2.1図に示す。 正：原子炉格納容器スプレイ設備系統概要図を第9.2.1図に示す。	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙1-14-4	以下の記載を修正する。（下線部参照） 旧：…原子炉冷却材喪失事故を想定する場合，原子炉格納容器スプレイ設備については，事故後の短期間は原子炉冷却材喪失発生から注入モード終了までの運転期間，また，事故後の長期間は再循環モード以降の運転期間とする。 新：…原子炉冷却材喪失を想定する場合，原子炉格納容器スプレイ設備については，事故後の短期間は原子炉冷却材喪失発生から注入モード終了までの運転期間，また，事故後の長期間は再循環モード以降の運転期間とする。	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.6.0）	12条-別紙1-1-13 12条-別紙2-1-13	誤記を修正した。 誤：原子炉発電所緊急時対策所 正：原子力発電所緊急時対策所	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)	12条-別紙1-1-1~別紙1-1-15 12条-別紙2-1-1~別紙2-1-13	表番号を削除した(女川と相違なし)	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)	12条-別紙1-1-12 12条-別紙2-1-12	重要度分類審査指針にない安全機能を削除した(島根審査実績反映)	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)	別添1 表紙	以下の記載を修正する。(下線部参照) 旧:別添資料1 新:別添1 旧:技術的能力説明資料 安全施設 新:運用,手順説明資料(安全施設)	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)	12条-別紙1-1-14	以下を社内ルールにしたがい適正化する。(下線部参照) 旧:安全機能を果たす上では必須ではないもの,もしくは 新:安全機能を果たす上ではヒスではないもの,若しくは 旧:④当該系の性能向上や環境改善などに 新:④当該系の性能向上や環境改善等に	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)	12条-別紙1-1-15	以下を社内ルールにしたがい適正化する。(下線部参照) 旧:独立性を喪失させることがないことは全て確認しており 新:独立性を喪失させることがないことはすべて確認しており	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)	12条-別紙1-2-94	以下を社内ルールにしたがい適正化する。(下線部参照) 旧:安全施設全てを対象としているが 新:安全施設すべてを対象としているが 旧:従って,クラス3の系統については 新:したがって,クラス3の系統については	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)	12条-別紙1-2-93,95,96,97	以下を社内ルールにしたがい適正化する。(下線部参照) 旧:エネルギー 新:エネルギー	